

令和 7 年 6 月 2 6 日

第 6 回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和7年6月26日(木) 午後2時15分
3. 出席委員 (農業委員5名) 古谷会長 武田会長職務代理者
宮田委員 橋田委員
横山委員

(推進委員7名) 高橋委員 三本委員 谷本委員
森田委員 和田委員 森光委員
坂本委員
4. 欠席委員 (農業委員3名) 津野委員 大野委員 堅田委員
(推進委員1名) 谷脇委員
5. 出席職員 (事務局3名) 梅原局長 徳永次長 北村主幹
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第5号 須崎(須崎市)農業振興地域整備計画の変更について(諮問)
7. 報告事項 [1] 農地法施行規則第29条第1項に係る届出について
8. その他

開会宣言	古谷会長 只今から、令和7年第6回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 梅原局長 本日は1番 津野委員、11番 堅田委員、12番 谷脇委員、14番 大野委員から欠席の連絡をいただいております。
議長	古谷会長 本日はよろしくお願いします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名させていただきますよろしいでしょうか。
意見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	古谷会長 それでは、本日の議事録署名人は10番 横山委員、13番 坂本委員、よろしくお願いいたします。
議長	古谷会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第1号 非農地証明願について 番号1から番号3まで議案書をもとに朗読】
議長	古谷会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意見	3番 宮田委員 番号1について、家を建てた時から庭としてあって、非農地だったという事です。庭木も植えてあり、非農地で問題ありません。 4番 三本委員 番号2について、鉄骨も建っており、無人のアパートになっています。非農地で問題ありません。

	6 番 森田委員 番号 3 について、デイサービス施設の下で、草が茂っており、現状山となっています。非農地で問題ありません。
審 議	古谷会長 他の委員の方からご意見、ご質問はございませんか。特に無いようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 特にご異議がないようでございますので、議案第 1 号 非農地証明願について は、証明書を交付することに決定します。
議 長	古谷会長 続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について 番号 1 から番号 7 まで議案書をもとに朗読】
補足説明	徳永次長 補足説明をします。 番号 1 について、借人は水稻、野菜、栗、蜜柑を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、借人が年間 1 7 0 日、借人の両親が年間 3 0 0 日、農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、水稻、野菜、栗、蜜柑を栽培することや、親子間で使用貸借することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号 2 について、譲受人は茗荷を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻と母がそれぞれ年間 3 0 0 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も茗荷を栽培することや、周辺の農地に

議 長	影響はないと考えます。 番号3について、譲受人は水稻と茗荷を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻と妻の父がそれぞれ年間300日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も茗荷を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号4について、譲受人は胡瓜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべては効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間300日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も胡瓜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号5について、譲受人は野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべては効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻がそれぞれ年間150日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号6について、譲受人は野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべては効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間150日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号7について、借人は認定新規就農者であり、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべては効率的に利用できると思われます。借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、借人及び両親がそれぞれ年間300日、借人の妻が年間100日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後は豆を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 古谷会長 関係委員のご意見をお願いします。
-----	---

意見	2 番 高橋委員 番号 1 について、全部で 1 2 か所あります。山の方は栗や蜜柑、文旦が植わってはいません。一部はほとんど山のような畑ですが、果樹があります。田と畑があり、問題はありません。 9 番 森光委員 番号 2 から番号 4 について、同一のハウス団地の中の農地です。譲渡人が死亡し、相続する人がいないという事で、相続財産清算人が申請したものです。現在もそれぞれ譲受人がハウスをしている土地であり、問題ありません。 6 番 森田委員 番号 5 について、非農地証明の番号 3 の土地のすぐ近くで、道路沿いの畑です。現在野菜を植えていました。問題ありません。 徳永次長 番号 6 について、本日欠席の堅田委員が先日来られておりまして、現地確認したところ畑で間違いないという事でした。 5 番 谷本委員 番号 7 について、譲渡人と譲受人は全員親子孫の関係で、孫が豆を作りたいという事で、ハウスを建てるようです。問題ありません。
審議	古谷会長 何かご意見はありませんか。特に意見がないようでしたら、番号 1 から番号 7 まで許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採決	農業委員（異議なし）多数。
議長	古谷会長 それでは、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について は許可することに決定いたします。
議長	古谷会長 続きまして、議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

議案説明	梅原局長 【議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	梅原局長 まず、農地の区分については、10ha以上の広がりのある集団農地内にあることから第1種農地と判断されますが、農地法施行規則第33条第4に規定される集落接続に該当し、不許可の例外規定にあたると判断します。 申請地目は登記、現況とも畑です。 目的は納骨堂を設置するもので、現墓地は高地にあり、遠いし道も狭く危険で不便であるため、安全な申請地に移転をするもので、ほかに適地もないためやむを得ないと考えます。 次に、資力及び信用についてですが、土地造成費込みの移設費で計〇〇円を全額自己資金で賄う計画です。預貯金の状況から問題ないと判断します。 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期が許可日から3か月間となっており、確実性には問題ないものと判断します。 行政庁の免許、許可、認可等については、墓地等経営許可を申請中で、転用許可が下り次第許可見込みとなっています。その他必要な許可等はありません。 計画面積の妥当性について、転用面積16㎡は、納骨堂図面と納骨堂予定地の図面から必要な面積と判断します。 周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、盛土、切土はありません。転圧整地して、納骨堂部分をコンクリート敷、その他部分を砂利敷とし、コンクリート部分に降った雨を勾配により砂利部分へ誘導し、自然浸透とします。 自己所有地の中に分筆して設けた土地であり、周辺農地の営農条件等に支障はありません。公道などの切り下げ等也没有ありません。 進入計画については、南側の通路から徒歩で進入します。
議 長	古谷会長 何かご意見はございませんか。
意 見	13番 坂本委員 家の西側、段々畑の一部を転用したいということで、墓地の許可が下りるなら問題はないと考えます。 古谷会長 墓地の許可は周囲の住民の同意がいると思いますが、それは取ってくれるという事です

	よね。 梅原局長 はい。墓地を設置する許可申請の方でとるようになっています。
審 議	古谷会長 他に何かご意見やご質問はありませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとして構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 特にご異議ないようなので、議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について は、農地法第 4 条 3 項の規定により、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとします。
議 長	古谷会長 続きまして、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	梅原局長 まず、農地の区分については、第 1 種から第 3 種のいずれの要件にも該当しない農地であり、転用が第 3 種農地に立地は困難とみとめられる場合等には許可である農地であると判断します。 申請地目は登記田、現況畑です。 目的は、農家住宅を建築で、現在マンションで夫婦と子ども 2 人の計 4 人で住んでいるが、子どもの成長と、今後家族数増があるとたちまち手狭となります。また、申請地は譲受人の実家に近く、農業作業場や駐車場、庭木の植栽ができる面積を確保できる土地でもあり、農作業の効率性等考慮すると申請地に住居を建築することはやむを得ないと判断します。 次に、資力及び信用についてですが、総額〇〇円を融資資金で賄う計画ですが、J A 土佐くろしおの融資見込証明書が出ており問題ないと判断します。

議案説明	北村主幹 【議案第５号 須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）について別冊をもとに朗読】
審 議	古谷会長 何かご意見はございますか。何もなければ承認として構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 それでは議案第５号、須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）は承認することに決定し、答申することとします。
議 長	古谷会長 続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。
報告事項	梅原局長 【報告事項〔１〕 農地法施行規則第２９条第１項に係る届出について 議案書をもとに朗読】
議 長	古谷会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
そ の 他	古谷会長 農業会議からの表彰について 梅原局長 第５回総会でネットワーク機構に意見を求めた農地転用の申請について視察旅行について 徳永次長 農業者年金加入推進研修について 互助会について
閉会宣言	古谷会長 その他、何かございませんか。

ないようでしたら、以上で第6回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

閉会 午後 3時35分

その真正なることを証して署名する。

議 長

10番

13番